

VI 認証評価結果

「認証評価結果」は「分科会報告書」をもとに作成します。

正・副委員長会による「認証評価結果(委員長案)」の作成、公共政策系専門職大学院認証評価委員会(以下、本委員会という。)による「認証評価結果(委員会案)」の作成、という段階を経て精度を高めるとともに、文章も洗練されたものに仕上げていきます。

1 認証評価結果(委員長案)の作成

「分科会報告書」が完成後、事務局が同報告書の記述を「認証評価結果」(様式2)の書式に転記し、「認証評価結果(素案)」が作成されます。「認証評価結果(素案)」は、11 月に開催予定の正・副委員長会でその内容の検討を行います。同会において、修正指示等が示された場合、事務局はその指示に従って修正を行います。同会の審議に基づいて修正したものは、「認証評価結果(委員長案)」となります。

2 認証評価結果 (委員会案) の作成と委員会での説明

12 月上旬に公共政策系専門職大学院認証評価委員会を開催し、「認証評価結果(委員長案)」の検討を行います。分科会主査は、原則として同委員会に出席し、「認証評価結果(委員長案)」の内容等について説明します。

本委員会における検討結果を反映させて「認証評価結果(委員会案)」を修正 します。完成した「認証評価結果(委員会案)」は、事務局から当該大学及び大 学院に送付することになります。

3 認証評価結果の確定

本協会の行う認証評価では、当該大学が「認証評価結果(委員会案)」について意見がある場合、意見申立をする機会を設けています。当該大学から「認証評価結果(委員会案)」に対する意見申立があった場合には、2月上旬に開催される本委員会において、その対応を審議します。本委員会で検討した意見申立への対応に基づき必要に応じて修正を行い、「認証評価結果(最終案)」として完成させます。その後、本協会の理事会において「認証評価結果」が確定します。

「認証評価結果」が確定すると、本協会は当該大学院に同結果を送付すると

ともに、文部科学大臣へ報告、さらに本協会ホームページ等を通じて社会へ公 表します。

なお、「認証評価結果」において、最終的に公共政策系専門職大学院基準に適合していないと判定された大学院を設置する大学は、判定に対し異議申立をすることができます。当該大学より異議申立がなされた場合は、異議申立審査会において、その申立内容について審査を行います。

4 評価資料の返送

認証評価結果が確定すると、分科会及び委員会における作業は終了となります。評価者は、本協会事務局より送付された、当該大学院の評価関係資料を料金着払いにて本協会事務局に送付して下さい。評価資料の返送は、当該大学から提出された評価資料には個人情報が含まれるものなどがあることから、評価が終了した時点で回収し、本協会で責任を持って処分することを目的としてお願いするものです。

資料返送の時期は、事務局よりお知らせいたします。